

令和7年度 第2回高浜市介護保険審議会
令和7年度 第2回高浜市地域包括支援センター等運営協議会
議事録

日時：令和8年3月19日（木）

13時30分～15時00分

場所：いきいき広場 多目的ホール

〔出席者〕

【委員】 11名

野口 定久（会長）、種村 龍（副会長）、岩月 信子、島崎 幸子、横山 英樹、内藤 靖子、
中村 範親、岸上 善徳、鯉江 伸悟、林 三郎、三浦 京子

【事務局】

竹内 正夫（福祉部長）、藤 克幸（介護障がいGL）、落合 千恵（同G主査）、刈谷元輝（同
G主事）、野口 真樹（福祉まるごと相談GL）、福井 大地（同G主査）、坂倉 京子（同G主
査）、西山 歩（同G主事）、東 智美（健康推進G副主幹）、岩崎 和也（共生推進GL）

1 開会

- ・資料確認

2 あいさつ

- ・野口会長挨拶
- ・杉浦市長挨拶（挨拶後公務のため退室）

3 議事

- (1) 令和7年度高浜市介護保険サービス事業所第三者評価の結果について

【資料1】

（事務局より資料説明）

委員：「グループホームがじゅまる」の取組みについて、特に不必要な支援を行わない配慮が徹底されていることが素晴らしいと思った。高齢者は転倒するようなこともあるが、これまでこうやって努力をしてきて、おそらく保護者の方からも信頼を得られていると思うが、保護者との関係がどうであったのか聞きたい。

事務局：管理者の説明によると、入所の段階で利用者さん本位での介護を行うことは説明している。表現は正しくないかもしれないが、転倒事故については起こりうるというところで、ご家族様にも了承を得ているという話は聞いている。事故があった場合は速やかに市に報告

をいただくことになっており、「がじゅまる」については昨年1件あっただけである。

会長：事故が起こるのは仕方がないというより、むしろ事前に事故が起こらないようにしていくことが求められる。介護福祉施設は重度の方が入所しているので、施設の努力により、大事に至らないよう予防のところからやっていただきたいと思う。

委員：評価の項目が、「デイサービスさんぽ」と「グループホームがじゅまる」で41区分と45区分と違いがあるが、この違いは何か。また、「グループホームがじゅまる」は令和6年度と全く同じ評価であり、その原因は忙しすぎて改善まで手が回らないという回答になっているが、どういう意味か。評価はAとBのみでありすでに満点に近く、まだ改善することがあるとすると、何があるのか。

事務局：1つ目の質問の評価項目数については、サービスの内容によって評価の項目数を変えていることによるものである。通所介護とグループホームの入所系のサービスでは、異なる評価項目数を設定している。

2つ目の質問について、第三者評価では評価項目を設定して、それに対してどのぐらいの取組みができていくかという基準で評価をするので、既にA評価を得ている項目についてさらに改善を図っても評価は変わらない。現時点の基準でB評価の項目が1項目あるが、それをAに上げるぐらいしか改善点はない。

委員：通所施設にはないがグループホームにある項目は何か。

事務局：基本的には同じ項目、内容だが、入所・入居施設にあつて通所施設にはない項目は、宿泊に関する内容や寝たきりを防止するための取組みなどである。

会長：この介護保険サービス事業所第三者評価も高浜市が先駆けて作った仕組みであり、継続して実施している。施設や事業所、働いている人たちの努力も大きいですが、この第三者評価の仕組みも高浜市で大きな事故がなかった要因の一つである。それは自負していいと思う。

事務局：2事業所とも来年度に3回目の評価を行う予定。今年度A評価が90%以上、残りがB評価のみとしても、最低3回行うことになる。

会長：「グループホームがじゅまる」はより改善ができるように、「デイサービスさんぽ」はまずはC評価をゼロにしてもらふことと、B評価の項目をA評価に変更できるように、評価の結果をお知らせするとともに、行政からの指示をお願いしたい。

(2) 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート結果報告について

【資料2】

(事務局より資料説明)

委員：資料25ページの図表36で介護保険サービス及び高齢者施策の充実のために市に希望することを聞いているが、選択肢として「サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを充実してほしい」という選択肢がある。整備されても市は直接管理できないと思うが、サービス付き高齢者向け住宅を増やすよう市が後押しをしてほしいという意味で、この選択肢を設けているのか。

事務局：市に希望することというよりは、今利用者がどういった考えを持っているかを聞きたいというのが第一の趣旨である。サービス付き高齢者向け住宅などを市の予算で作ることはできないが、例えば事業者の誘致などの協力はできると考えている。

委員：意味はわかるが、市が関与できないところが項目としてあること自体に整合性が取れるのか疑問に思ったので、別項目にするなどの対応をしてはどうか。

会長：今、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームでの不祥事が多く、新聞にもよく出てくる。高浜市の場合はこれらの施設は第三者評価の対象にはならないので、委員が言われたように別項目にすることを検討すべきかもしれない。

事務局：委員の指摘や、会長の意見のとおり、誤解を招く表現になっていると感じたので、3年後の調査時には配慮しながら調査票を作成していきたい。

委員：22ページの1番下、施設等に入りたい時期について、「当面は希望しないが、とりあえず申し込んでいる」が32.3%ある。以前から待機者が多く申し込んでもすぐに入所できないと聞いていたが、現在はどのような状況か。

事務局：地域包括支援センターでは、喫緊に入所が必要な方についても事業所と直接やりとりしてなんとか対応はできていると聞いている。在宅でしばらく訪問介護を利用しながら入所施設を探す方もおり、どうしても入所したいのに1、2年も入所できないというような状況ではないと感じている。

委員：愛知県下の状況を見ると、どこでもいいということであれば、空きが出ている施設はいくつもあるので、この土地を離れなければいけないが、緊急でどうしてもということであれば恐らくすぐ入れると思う。山間部や県境の施設は現に空いている。うちの法人でも、豊田

市の小原に施設があるが、岐阜県の県境の地域で利用者募集をやることもある。全国的にもエリアによって変わってくるが、緊急性があるのであれば、土地を離れることにこだわらなければ入所できる状況である。

うちの施設では今、待機者が約60人いる。一時は500名ほどいた時代もあったが、今でもその時代の都市伝説が残っているというだけで、要介護3がつきそうになるタイミングで申し込んでもらえれば良いと考える。緊急性があれば飛び越えて優先順位が上がるため、本当に状況次第と理解をしていただければいいと思う。

今、特養よりも有料老人ホームの方が圧倒的に数が多いので、そういう意味では、民間の有料老人ホームに入るよりは特養の方が入りにくいという状況はあると思う。施設でも値段が安い多床室と値段がやや高いユニット型があったり、場所によってもサービスの種類や金額も違ったりするので、従来型特養はやはり残していかなければいけないと考える。

委員：民生委員として地域も回っていても、1人暮らしの方が増えたと感じる。市役所のハードルがすごく高いようで、急に何かあった時でも、市を頼らず自分で調べているようだ。この間もお弁当の配達のことを自分で調べたが、結局分量が多すぎたりしてよく分からなくなり私のところに相談してきて、市に繋いだら、とんとん拍子で話が進み次の日から食事が取れるような状況になった。電話してすぐ繋いでいただけると、何も知らない1人暮らしの方は安心すると思う。このことは地域で少しずつ伝えていきたいと思っている。

委員：「論地がるてん」は、「高浜安立荘」のような従来型の特養と違い、地域密着型特養で、高浜市にお住まいの方のみが利用でき、かつ個室ユニット型というところで、どうしても制約があったり、金額が少し割高になったりしてしまう。申込みの人数は私の着任した頃はまだまだ多かったが、最近は少し減ってきた。条件やタイミングが合えば入れるようになってきている。何があるかわからないのでとりあえず申し込んでおこうかとケアマネさんが勧めるケースもあると思う。

会長：これは先ほどのサービス付き高齢者向け住宅と関連がある。サービス付き高齢者向け住宅は“サービス付き”であって、“ケア”が付いているわけではない。特養など介護施設の場合にはケアが付いている。サービスとケアで違うものだから。サービス付き高齢者向け住宅に入所して、介護施設の入所を待っている間に転んだりするようなケースもあって、それで要介護度が高くなっていくというようなこともあるので、サービス付き高齢者向け住宅のあり方を、これから政策の中で考えてかなければならないと思う。

委員：資料33ページのところで「高浜市は、認知症になっても住み慣れた地域で仲間等とつながりながら希望を持って暮らしていくことができるまちだと思いませんか」ということについての評価だが、他市との比較などがあれば教えてほしい。

事務局：他市で同様の調査をやっているところはあるが、結果については現時点で把握していない。

委員：この調査は、近隣市町も全部やっているのか。

事務局：全部やっているかは把握していない。これは認定者の調査結果だが、一般高齢者の調査結果と比べても、認知症になっても自分らしく暮らし続けられるまちだと思っている方が多いという結果が出ており、ある程度、地域としての受け皿というのが整ってきているという表れだと思う。

委員：健康な人が多いのかなと思ったりしたが、近隣との比較がなければ特に結構である。もう1つ聞きたいことがある。2000名の調査だが、これは無差別に選んだのか。この情報はどのような形で、例えば老人会などに案内したということではないのか。毎回、調査対象は違うということか。

事務局：おっしゃる通り、3年ごとに毎回無作為で抽出している。

委員：老人会や町内会に入っている方と入っていない方でどう違うか気になった。

もう1つ聞きたいのが、以前、在宅で最期を迎えるということが流行ったというか、私も本を読んだり、自分も教わりたと思ったりしたことがあるが、この傾向は減ってきているのか。在宅を諦めている、施設などが充実したので施設でいいと思う方が増えた、家族に負担をかけられないと思う方が増えたなどの傾向はあるのか。

2025年あたりから在宅も続けられず施設も入れず、どこに行けば良いか迷う時代が来ると言われていたが、その辺りの傾向はどうか。在宅で最期を迎えたい場合でも最後に緩和ケア的なところに入るのは仕方がないと思うのだが。

事務局：資料27ページの図表41で最期をどこで迎えたいと考えるかという設問があり、前回に比べて「自宅」が減っている。それがなぜかという項目まではアンケートには入れてないので、具体的な理由はしっかり把握しているわけではないが、施設が入りやすくなっていることや、自宅に対するこだわりが薄れていることなど、複数の要素があると考えられる。

(3) 令和8年度高浜市地域包括支援センターの事業計画(案)について

【資料3】

(事務局（高浜市地域包括支援センター）より資料説明)

委員：この事業計画は誰に向けて発信する計画なのか。書きぶりが「知っていて当然」とい

うような印象を受けた。今日会議の冒頭で会長が言われたようにいろいろな高浜市の取組みについてはある意味自信を持っていいと思うが、その中でも、例えば重層的支援体制というのは計画の後の方ではなく前半で謳われてもいいのではないかと思った。

例えば9ページで「新しい認知症感」が括弧書きになっていたので調べたら、2024年1月に施行された認知症基本法に基づいた「新しい認知症感」のことかと思うが、注釈があってもいいのではないか。

また、7ページの介護予防ケアマネジメント業務のところに「業務委託割合の向上に努める」と書いてあるが、これが適切なケアマネジメントの推進になるというのが理解しづらい。委託割合が増えるということは、例えば、件数が増えるということは、総合事業を受ける事業者にしてみれば、赤字が増えてしまうというような結果になったりはしないのか。自分の理解が間違っているのであれば訂正したいと思うので、教えていただきたい。

事務局：「新しい認知症感」については、先ほど委員の指摘のとおり、2024年1月に施行されたものであり、認知症基本法が施行されて、これまでは「できなくなることに目を向けて、それを支えていきましょう」というものだったが、「できることに目を向けて、支え合いで本人にとってできることはなんだろう、それをどう考えてあげればいいだろう」というように視点を変えていきましょうということで、「新しい認知症感」という言葉が使われている。この一言だけ見ると、どういったものかわかりづらいというご指摘はその通りと思うので、わかりやすい言葉で周知していきたいと思う。

重層的支援体制のことに關しても、私たちのところには毎日たくさんの様々な相談が寄せられていて、やはり相談者は高齢者のみではないというところで、重層的支援の重要性を感じるので、共生推進グループとか、社会福祉協議会など他の機関とも協力しながらやっていきたい。

介護予防ケアマネジメント業務の委託のことに關しては、地域包括支援センターの本来的な業務に専念をするという意味で、ケアプラン業務だけにかかりきりになるのではなく委託をして本来の地域包括支援センターの業務により注力できるようにというところと、状況にもよるが、要支援の段階から委託をすることで、要介護になっても繋ぎ目がなく介護ができるようにということでマネジメントをお願いするケースなどもあって、その方に合わせた適切なケアマネジメントを推進できるということで、このように書かせていただいている。

委員：働き方改革などでこれから窓口時間の短縮なども実施するので、できるだけいろいろな業務をやりたいという趣旨なんだろうとは思いますが、総合事業がこのように簡単に捉えられるというのはいかがなものかという印象を受けたので意見をさせていただいた。

会長：3月の初めに厚生労働省から、重層的支援体制整備事業の多機関協働について委託業者に丸投げするのはいけないというような通知が届いたと思う。これは委託の数をどんどん増やしていくということではなく、やはり行政としての役割、責任を果たしてくださいねということの趣旨で厚生労働省から文書が出たと思うので、その辺も含めて十分に留意しながら取り組んでいていただきたいと思う。

4 報告

- (1) 令和8年度介護保険審議会開催スケジュールについて

【資料4】

(事務局より資料説明)

会長：このスケジュールに沿って、進めていくということでよいか。(異議なし)

5 その他

(窓口・電話の受付時間の変更について事務局より説明)

6 閉会

以 上